



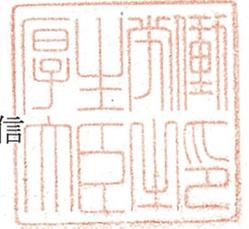
厚生労働省発雇均 0602 第 1 号

令和 2 年 6 月 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 両立支援等助成金制度の改正

一 介護離職防止支援コース助成金制度の改正

介護離職防止支援コース助成金制度として、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における1の有給休暇について、1に該当する事業主に対して、2に定める額を支給するものとする。

1 その雇用する被保険者について、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、家族の介護を行うための有給休暇（介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十四条第二項の規定により、同法第二条第二号に規定する介護休業の制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業を除く。）、同法第十六条の五第一項に規定する介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。以下この一において同じ。）を与えるための制度（休暇日数を合算した日数が二十日以上であるものに限る。）を整備する措置及び当該制度その他の就業と介護の両立に資する制度をその雇用する労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主であつて、当該被保険者に対して有給休暇を合計して五日以上取得させたも

の

2 次の1に該当する被保険者が取得した有給休暇の日数を合計した数の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（当該被保険者の数が五を超える場合の(一)又は(二)による支給については、合計して五人までの支給に限る。）

(一) 十日未満 被保険者一人につき二十万円

(二) 十日以上 被保険者一人につき三十五万円

二 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金制度の創設

両立支援等助成金制度において、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金を創設し、1に該当する事業主に対して、2に定める額を支給するものとする。

1 その雇用する被保険者であつて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十三条第一項に基づく措置（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。以下この1において「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」という。）として休業が必要な妊娠中の女性労働者（以下この二において「対象被保険者」という。）について、令和二年五月七日から同

年九月三十日までの間に休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、当該年次有給休暇について支払われる賃金相当額の六割以上が支払われるものに限る。以下この二において同じ。）を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であつて、対象被保険者に対して、同年五月七日から令和三年一月三十一日までの間に当該休暇を合計して五日以上取得させたもの

2 次の対象被保険者が取得した休暇の日数を合計した日数の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、対象被保険者の数が二十を超える場合の（一）又は（二）による支給については、当該事業所につき合計して二十人までの支給に限る。）

- (一) 二十日未満 対象被保険者一人につき二十五万円
- (二) 二十日以上 対象被保険者一人につき二十五万円に二十日を超え二十日ごとに十五万円を加算した額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、第一の一については令和二年四月一日以降に取得した第一の一の一の有給休暇について、第一の二については同年五月七日以降に取得した第一の二の一の休暇について、それぞれ適用するものとする。